

有料道路自動料金収受システム(ETC)用
ICカードを活用した通行料金決済契約の相手方公募

公募要項

令和8年1月

東日本高速道路株式会社

中日本高速道路株式会社

西日本高速道路株式会社

首都高速道路株式会社

阪神高速道路株式会社

本州四国連絡高速道路株式会社

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 概要 | 4 |
| 1.1 公募要項の概要 | 4 |
| 1.2 業務範囲 | 4 |
| 2. 公募手続 | 4 |
| 2.1 公募期間 | 4 |
| 2.2 本公司に関する書類提出等の受付 | 4 |
| 2.3 照会 | 5 |
| 2.4 審査・選定 | 5 |
| 3. 応募参加意思の表明 | 5 |
| 3.1 応募参加意思の表明 | 5 |
| 3.2 資格等 | 5 |
| 3.2.1 応募資格 | 5 |
| 3.2.2 欠格事由 | 5 |
| 3.2.3 各種証明書類 | 6 |
| 3.3 応募資格の確認 | 7 |
| 3.4 応募参加意思に関する照会 | 7 |
| 4. 応募申込書の提出 | 8 |
| 4.1 応募方法 | 8 |
| 4.2 応募の内容 | 8 |
| 4.3 応募申込書の書式及び記入要領 | 8 |
| 4.3.1 応募申込書の書式 | 8 |
| 4.3.2 応募申込書の記入要領 | 9 |
| 4.3.3 応募者が外国会社である場合の措置 | 9 |
| 4.3.4 提案書の作成指針及び留意点 | 9 |
| 4.3.5 ETC カードの発行方法に関する提案書 | 9 |
| 4.3.6 ETC の普及促進に関する提案書 | 11 |
| 4.3.7 外注業者に関する資料の提出 | 12 |
| 4.3.8 経営状況に関する書類の作成方法 | 12 |
| 4.4 応募の無効 | 13 |
| 4.5 応募に係る費用負担 | 14 |
| 4.6 応募に係る守秘義務 | 14 |
| 4.7 応募申込書に関する照会 | 14 |
| 5. 審査・選定 | 15 |
| 5.1 審査・選定項目 | 15 |
| 5.2 選定基準 | 16 |
| 5.3 スケジュール | 17 |
| 5.4 追加資料の提出及びヒアリング | 17 |
| 5.5 選定結果の通知及び照会 | 17 |
| 5.6 採用された契約候補者の取扱い | 17 |
| 6. 選定後の事務処理等 | 17 |
| 6.1 請書の提出 | 17 |
| 6.2 守秘義務 | 17 |
| 6.3 打合せ | 18 |
| 6.4 選定後の費用負担 | 18 |
| 6.5 採用の取消し | 18 |

| | |
|-------------------------|----|
| 7. 決済契約 | 18 |
| 8. その他 | 18 |
| 8.1 管轄裁判所 | 18 |
| 8.2 準拠法令等 | 18 |
| 8.3 使用言語 | 19 |
| 8.4 公募要項の変更 | 19 |
| 8.5 公募要項と関連文書が異なる場合の取扱い | 19 |
| 8.6 公募要項に定めのない事項 | 19 |

1. 概要

1.1 公募要項の概要

本公募要項は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「公募者」といいます。）が実施する有料道路自動料金収受システム（以下「ETC」といいます。）用 IC カード（以下「ETC カード」といいます。）を活用した通行料金決済契約（以下、「決済契約」といいます。）の相手方公募（以下、「本公募」といいます。）に係る必要な諸事項を定めたものです。

公募者と決済契約を締結する候補者（以下、「契約候補者」といいます。）になろうとする者（以下、「応募者」といいます。）は、本公募要項に定める諸事項に従って応募しなければなりません。

1.2 業務範囲

本公募により採用され、公募者と別途決済契約を締結した者の行う業務は、ETC カードを利用する者（以下、「ETC カード会員」といいます。）の募集、ETC カードの発行、通行料金の支払、ETC カード会員からの通行料金回収その他の利用による通行料金のクレジット決済に必要な事項です。

なお、詳細は、「3. 応募参加意思の表明」により応募資格を満たした応募者に交付する条件書（以下、「条件書」といいます。）に示すところによります。

2. 公募手続

2.1 公募期間

公募期間は応募参加意思の表明の受付開始日から契約候補者との決済契約締結日までとします。

応募参加意思の表明は令和 8 年 1 月 29 日から令和 8 年 3 月 27 日までとします。参加意思を表明しようとする者は、「3. 応募参加意思の表明」の手続に従ってください。

応募申込書の提出は令和 8 年 4 月 23 日から令和 8 年 6 月 5 日までとします。応募資格を満たした旨公募者から通知を受け応募申込書を提出しようとする者は、「4. 応募申込書の提出」の手続に従ってください。

2.2 本公募に関する書類提出等の受付

（1）本公募に関する書類提出は、公募者が本公募に係る業務の一部を委託した者である次の窓口で受け付けます。

高速道路トールテクノロジー株式会社 企画調整室
〒108-0075 東京都港区港南一丁目 2 番 70 号 品川シーズンテラス 28 階
電話番号 03-6862-0014
メールアドレス etc-2025entry@toll.co.jp

（2）次のいずれかに該当する書類は本公募の対象とせず応募者に返却します。

ア 本公募要項によらない書類

イ 「2.1 公募期間」に記載の提出期限に遅れた書類

ただし、応募者の責によらない不可効力により提出期限に遅れたと公募者が判断した書類については受け付けることがあります。

（3）一旦受け付けた書類は公募者が特に認める場合を除き、訂正、交換又は取消しを認めません。

（4）（2）に該当する場合を除き、一旦受け付けた書類は原則として返却しません。

2.3 照会

本公募に関する照会は、応募参加意思の表明については、「3.4 応募参加意思に関する照会」、応募申込書の提出については「4.7 応募申込書に関する照会」に定めるところにより受け付けます。

2.4 審査・選定

応募申込書の提出期間の終了後、「5. 審査・選定」の手続に従って、公募者が審査の上契約候補者を選定します。

選定の結果、採用される契約候補者は4者以内とします。

審査及び選定に要する期間は、応募申込書の提出期限の終了後約4か月を予定しています。

3. 応募参加意思の表明

3.1 応募参加意思の表明

応募参加意思を表明する場合は、条件書取扱誓約書(様式-1)に「3.2.3 各種証明書類」に掲げる書類を添付し、「2.2 本公募に関する書類提出等の受付」(1)に示す窓口に書留郵便等(郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法)により提出し、併せて提出した書類一式をPDF化した電子データを電子メールにて送付しなければなりません。

なお、書留郵便等による提出は、2.1 公募期間に記載の期限日(消印有効)までとし、PDF化した電子データの送付は、同期限内必着とします。

3.2 資格等

3.2.1 応募資格

応募者は、ETCによる通行料金決済を安全、確実に行う能力と経営の安定性を有することが必要です。

また、応募は次の要件の全てを満たす規模以上の株式会社又は日本における代表者を定め、登記している外国会社によるものとします。

- (1) 資本金が1億円以上であること。(外国会社にあっては、これに相当する規模を有すること。)
- (2) 日本国内における常時雇用者数が300名超であること。
- (3) 日本国においてクレジットカードに関する業務を自ら実施し、クレジットカード又は割賦販売法(昭和36年法律第159号)第2条第3項に基づく「包括信用購入あっせん」の取扱高が、過去3年間継続して、年3000億円以上であること。

3.2.2 欠格事由

次のいずれかに該当する者は本公募に応募することができません。

- (1) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てをした法人。
- (2) 公募者のうちのいずれか又は複数(以下、「高速道路会社」といいます。)に対し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められる法人で、その事実が明らかになった日から3年間を経過しないもの。
 - 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした法人
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した法人

- 三 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた法人
 - 四 監督又は検査の実施に当たり、高速道路会社の従業員の職務執行を妨げた法人
 - 五 正当な理由がなく契約を履行しなかった法人
 - 六 高速道路会社に提出した書類に虚偽の記載をした法人
 - 七 法令等の規定により許可等を必要とする営業である場合において、その許可等を有しない法人
 - 八 高速道路会社にその他著しい損害を与えた法人
 - 九 前各号のいずれかに該当する法人を、高速道路会社との契約において使用した法人。これを本契約に使用するものについても同様とします。
- (3) 公募期間中に、次の各号のいずれかに該当する法人。
- 一 高速道路会社と重大な利害の対立があり、かつその態様から見て契約候補者として不適当であると認められる法人
 - 二 前号又は前項各号のいずれかに該当する法人を、高速道路会社との契約において使用しようとする法人
 - 三 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをした法人で、再生手続開始の決定を得ない者
 - 四 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申立てをした法人で、更正手続開始の決定を得ない者
 - 五 経営状態が著しく不健全であると認められる法人
 - 六 市場競争を実質的に制限する行為があると認められる法人
 - 七 割賦販売法の規定による行政処分の対象となる行為をしたと認められる法人で、その事実が明らかになった日から 3 年間を経過しない者
 - 八 役員等(非常勤を含む役員、支店又は営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じです。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じです。)又は暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じです。)である法人
 - 九 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められる法人
 - 十 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人
 - 十一 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められる法人
 - 十二 役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人
 - 十三 裁判所その他の公的紛争処理機関に係属している事件の相手方であり、かつ、当該事件における契約違反の有無その他の対立する利害の重大性を勘案して契約の相手方として不適当であると特に認めた法人
 - 十四 自ら若しくは第三者を利用して、高速道路会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、高速道路会社の名誉を毀損し、又は高速道路会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った法人

3.2.3 各種証明書類

「3.2.1 応募資格」の(1)から(3)に定める応募資格を満たすことを証明するため、以下の書類を提出してください。原本とほぼ同じ大きさであり、かつ鮮明である場合に限り、(3)印鑑証明書を除き、

写しの提出でも構いません。ただし、外国会社の場合は以下の書類に相当するものをもって代えることができます。その場合、日本語以外の言語による書類については、日本語に翻訳した書類も併せて添付してください。

(1) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

法務局等に登記された「株式会社登記簿」又は「外国会社登記簿」(商業登記法(昭和38年法律125号)第6条第5号又は第9号に掲げるもの。)の謄本をいい、応募日前3か月以内に発行したものとします。

(2) 納税証明書の写し

国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(その3)又は(その3の3)をいい、応募日前3か月以内に発行したものとします。ただし、納付すべき租税が更生債権若しくは再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

(3) 印鑑証明書

発行官署の登録証明が付された原本とします。

(4) 財務諸表類

応募者が自ら作成している直近3年間の事業年度分に係る貸借対照表及び損益計算書を提出してください。

(5) 有価証券報告書

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の規定により作成される有価証券報告書(外国の応募者の場合はこれに相当するもの。)を作成している場合は、有価証券報告書を提出してください。

(6) その他

上記の書類により「3.2.1 応募資格」の(1)から(3)に定める応募資格を満たすことを証明できない場合は、(1)～(5)に加え、会社法に基づき作成を義務付けられている書類等、証明に必要な書類を提出してください。

3.3 応募資格の確認

応募資格の確認結果については、応募参加意思の表明の受付期間終了後、約2か月以内に電子メールにて通知します。応募資格を満たした応募者に対しては通知と併せて条件書を交付します。

3.4 応募参加意思に関する照会

- (1) 応募参加意思の表明に関する照会を「2.2 本公募に関する書類提出等の受付」(1)に示す窓口で令和8年3月18日午後5時まで受け付けます。
- (2) 照会にあたっては、「2.2 本公募に関する書類提出等の受付」(1)に示す窓口のメールアドレスまで電子メールを送付ください(期限内必着)。公募者は、電子メールの受領を確認した場合は、速やかに受領通知を行います(直ちに回答を行うことができる場合は、受領通知と併せて回答を行います。)。公募者からの受領通知がない場合は、「2.2 本公募に関する書類提出等の受付」(1)に示す窓口までお電話でご確認ください。なお、照会受付期限後の照会については、受領通知及び回答は行いません。

(3) (1)の照会の内容は、応募参加意思の表明に必要な範囲に限るものとし、原則として受領通知日の翌日から 5 営業日以内を目安に電子メールで回答します。応募申込に必要がないと判断される内容の場合は、当該内容へは回答できない旨連絡します。なお、照会内容によっては、照会及び回答の内容を、公募者のホームページに掲載します。

4. 応募申込書の提出

4.1 応募方法

応募資格を満たし条件書の交付を受けた応募者は、応募申込みを行う場合は、「4.2 応募の内容」(1)に掲げる応募申込書を「2.2 本公募に関する書類提出等の受付」(1)に示す窓口に書留郵便等(郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法)により提出し、併せて提出した書類一式を PDF 化した電子データを電子メールにて送付しなければなりません。

なお、書留郵便等による提出は、2.1 公募期間に記載の期限日（消印有効）までとし、PDF 化した電子データの送付は、同期限内必着とします。

4.2 応募の内容

(1) 応募者は、条件書及び「4.3 応募申込書の書式及び記入要領」に基づき、次に掲げる書類(以下、「応募申込書」といいます。)を所定部数作成してください。なお、「3.1 応募参加意思の表明」に定めるところにより条件書の交付を受けた応募者が応募の辞退を希望する場合は、応募申込書や辞退する旨の文書の提出は不要です。

- ア 申込書 6 部
- イ ETC カードの発行方法に関する提案書 6 部
- ウ ETC の普及促進に関する提案書 6 部
- エ 経営状況に関する書類 6 部
- オ 担当者届出書 6 部

(2) 応募者は、応募申込書の提出に当たり、第三者の著作権その他の知的財産権を侵害することのないよう自己の責任において必要な措置を講じなければなりません。

(3) 応募者は、応募申込書で特記しない限り、本公募要項に規定された条件を全て了承したものとみなします。応募申込書において本公募要項に定める内容と異なる内容が記載された場合、その内容が公募者にとって不利益であると判断したときは選定に際し不利になることがあります。

4.3 応募申込書の書式及び記入要領

4.3.1 応募申込書の書式

本公募の応募申込書は以下の各項に従い作成してください。全て左とじとし、原則として用紙は日本産業規格(JIS)A4列4番（以下「A4」といいます。）を縦位置、片面左横書きで使用してください。図面等が A4 の使用が困難である場合は、折りたたむ等 A4 に納まるようにしてください。

(1) 申込書

様式-2 により作成してください。

(2) ETC カードの発行方法に関する提案書

特に様式は定めません。ただし、表紙及び目次をつけてください。表紙には書類の表題及び応募者名を記載するとともに、表紙と目次を除く本文には最初の 1 枚目から頁数を付してください。

(3) ETC の普及促進に関する提案書

上記(2)に同じです。

(4) 経営状況に関する書類

様式-3により作成してください。ただし、営業経歴書については書式を定めません。

(5) 担当者届出書

様式-4にて作成してください。担当者は本公募において公募者との連絡を担当する者の氏名等を記載してください。また応募した後、担当者に変更が生じた場合には、速やかに同様式にて届け出してください。

4.3.2 応募申込書の記入要領

- (1) 使用言語は日本語とします。
- (2) 使用する記号(図記号、量及び単位記号、数字記号等)は、日本産業規格(JIS)又は国際規格(ISO、IEC等)で規定しているものを使用してください。
- (3) 記載事項の訂正箇所には応募者の訂正印を押印してください。
- (4) 応募申込書の「日付」は、応募日とします。
- (5) 応募者の代表者印は印鑑登録された印鑑を使用してください。

4.3.3 応募者が外国会社である場合の措置

応募者が外国会社である場合には、経営状況に関する書類に記載する金額は当該外国会社の所在国の通貨による表示とすることができます。また、応募者の代表者の記名押印欄には記名押印に代えて代表者名のタイプ及び代表者の署名をもって代えることができます。応募者の訂正印についてもこれに準じます。

なお、当該外国会社の所在国の通貨により記載された金額の換算は、税関ホームページに公示される外国為替相場(<https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/kawase/index.htm>)を参照し、当該公示レートを基準とします。適用レートは、令和8年4月23日(応募申込書の提出開始日)の属する週に税関が公示するレートとします。

4.3.4 提案書の作成指針及び留意点

- ア ETCカードの発行方法に関する提案書は、提案について応募者が現在有する能力や体制を説明するとともに、どのような主体、契約及び仕組みによりETCカードを発行しようとしているのか具体的かつ実証的に記載してください。また、ETCの普及促進に関する提案書は、その実施方法、見込まれる効果及び予定する費用について記載してください。
- イ 評価の公平性、審査の効率化を図るため、ETCカードの発行方法に関する提案書及びETCの普及促進に関する提案書の記載項目は、原則として「4.3.5 ETCカードの発行方法に関する提案書」と「4.3.6 ETCの普及促進に関する提案書」の指定に従って記載してください。
- ウ 非現実的な提案及び提案における重大な誤りがある記載は審査において不利となることがあります。
- エ 公募者が指定した条件及び方法と異なる事項又は代替案を記載する場合は、その理由を十分説明できる書類を提出してください。
- オ 特別な取扱いや運用を提案する場合は利点、費用及び問題点等について項を設けて記載してください。

4.3.5 ETCカードの発行方法に関する提案書

(1) 提案の要約

提案書の要約を2頁以内で記載してください。

(2) 提案

条件書に示す条件を十分検討の上、以下の項目について提案してください。

なお、提案の内容が条件書に示す条件を遵守できないものである場合は、あらかじめ提案書にそのことを明記し代替の条件を示してください。ただし、この条件の内容によっては選定にあたって不利に扱われる可能性があります。

(2)-1 利用促進に資するETCカード発行方法

条件書に従って具体的に記載するとともに、提案の特徴及び有利な点について記載してください。提案には条件書に示す条件を満足することを説明し得る十分な根拠が必要です。

なお、ETCの利用促進に資するため、以下の内容については提案において詳述してください。

ア ETCカードの募集、申込み、作成、発行及び決済に至る過程。本項は特に明確に分かるよう記述してください。

イ ETCカードの発行形態。ETCカードをクレジットカードとセットで発行する形態(子カード方式)、単独で発行する形態(単独方式)等の別で示してください。

ウ ETCカードの発行対象。サービス提供地域、個人法人等の別及び想定される規模を示してください。

エ 応募者以外のクレジットカード会社(以下、「間接会社」といいます。)の会員に対し、ETCカードを発行する範囲、方法、想定される規模及び間接会社との関係等あらゆる運用面。

本項はできるだけ具体的に、また提案が現実的であることが明確に分かるよう記述してください。なお、間接会社の範囲は応募者の有する提携、業務代行等の関係を示し、これらに基づき実現可能であることが示される必要があります。

オ 応募者の行う提案を実現するシステム及びセキュリティ確保に必要な設備、体制並びにこれらの実現方法。

カ 間接会社に提供するシステムその他の便宜。間接会社が、ETCカードの取扱いのためのシステム構築その他の措置が必要な場合は、その内容について記述してください。

キ 高速道路会社とやり取りする通行記録及び無効カードデータのうち、個人識別番号等の変換を行う場合、変換内容及び変換方法。個人識別番号等の変換は、間接会社に著しい負担とならない合理的な方法で行われることを具体的に記載する必要があります。

(2)-2 信頼性

応募者又は間接会社が取り扱うETCカードによる決済が高い信頼性を有することを、根拠を示して具体的に記述してください。間接会社の内容についても応募者が担保しなければなりません。

(2)-3 利用者サービスに関する事項

ETCカード会員に対しては、利用に当たり安心して利用できるサービスが提供される必要があります。ETCカード会員からの利用履歴、請求内容等の照会及びETCカードの紛失、盗難等の緊急対応等について、条件を満足した対応が実現できることを示してください。

(2)-4 システム構築

ETCの運用におけるデータの収集、問合せ、修正等の処理方法について、現在運用しているクレジットカード会員情報及び加盟店情報管理システム、オーソリゼーション対応システム、売上げ明細データ及び支払データ処理システムを対照しつつ具体的に記述してください。

(2)-5 直接契約移行の手続

応募者が間接発行により既にETCカードの発行を行っている場合については、直接発行への移行において既会員に対し不便・不利益が生じないことを示してください。

(2)-6 その他要求条件への対応

その他、条件書に示す条件をすべて満足することの裏付けを具体的に記述してください。

(3)提案を実現するために必要な費用と算出根拠

ア 提案を実現するために見込まれる費用とその算定根拠を選定後の打合せで説明していただ

きます。

イ ETC カード会員に年会費等を負担させることは制限しませんが、その場合はその予定額を選定後の打合せで提示してください。

(4) 提案を実現する体制及び能力

ア 組織

提案を実現するために必要な体制について、担当する組織とその組織の主な業務の概要及び人員並びに当該配置人員の有する資格等について記載してください。また、その組織が応募者の組織の中でどのような位置付けにあるかについて、全体的組織と併せて記載してください。

イ スケジュール

提案を実現するまでの工程を、各段階に必要となる期間及び作業内容等について、十分に検討の上記述してください。

ウ その他

条件書に示す条件をすべて満足した上で、提案を実現できる体制及び能力を有することの裏付けを示す書類を提出してください。また、この体制及び能力に大きな影響を与えるおそれのある事項がある場合は、その詳細と ETC 運用に対して想定される影響等について明確に示した資料を提出してください。

(5) 間接会社への対応、支援

提案を実現するため、間接会社に示す条件、間接会社との調整、システム構築、ETC カード発行、及びこれらに関する支援に至る対応を具体的な間接会社名を示しつつ記述してください。

(6) その他

その他、ETC 運営に関して大きな影響を与えるおそれのある事項については、その詳細と想定される影響等について応募者及び公募者のリスクを明確に示した資料を提出してください。

4.3.6 ETC の普及促進に関する提案書

(1) 提案の要約

提案書の要約を 2 頁以内で記載してください。

(2) 提案

ETC 普及促進方策を明示して提案してください。

提案に際しては、応募者がこれまでに行った類似の実施事例を示す等してその見込まれる効果を含めて記述してください。

なお、効果については具体的な数値を根拠とともに明確に示してください。

また、以下の項目については応募者がどのような取り組みを行うか必ず記述してください。

ア ETC カード会員募集

ETC カード会員の募集時期、対象者、規模、受付場所、ETC カードの発行、交付方法等を具体的に記述してください。なお、ETC 多目的利用サービスへ参画予定又は参画済みで本契約締結後も継続して参画する場合は、具体的なサービス名、参画予定時期、広報施策、それらに掛かる費用等について具体的に記述してください。

イ ETC の普及促進に資する広報 (ETC 専用化に係るものを含みます。)

ETC カードの直接発行開始から 1 年以内に行う周知、広報の時期、媒体等を具体的に記述してください。概算費用は、参考として、広報単位ごとに付記してください。

ウ ETC カードの直接発行開始から 1 年以内に行う、ETC カード会員に対する施策

ETC 利用に対するポイント付与その他の誘引施策について具体的に記載してください。

(3) 提案を実現する体制及び能力

ア 組織

提案を実現するために必要な体制について、担当する組織とその組織の主な業務の概要及び人員並びに当該配置人員の有する資格等について記載してください。また、その組織が応募者の組織の中でどのような位置付けにあるかについて、全体的組織と併せて記載してください。

イ スケジュール

提案を実現するまでの工程を、各段階に必要となる期間及び作業内容等について十分に検討の上、記述してください。

ウ その他

提案を実現できる体制及び能力を有することの裏付けを示す書類を提出してください。また、この体制及び能力に大きな影響を与えるおそれのある事項がある場合は、その詳細について明確に示した資料を提出してください。

4.3.7 外注業者に関する資料の提出

応募者が、決済契約の一部又は全部の実施を応募者以外の業者への外注により行う場合は、その業者に関する「4.3.5 ETCカードの発行方法に関する提案書」、及び「4.3.6 ETCの普及促進に関する提案書」で応募者に求められたものと同様の資料を提出してください。

なお、提案のうち重要と認められる部分を外注により行う場合で、その処理方法に問題があると認められる提案は採用しません。

4.3.8 経営状況に関する書類の作成方法

(1) 応募者経営状況概要調書

様式-3に従い、以下の事項について記載してください。なお、参考となる会社案内等があれば添付してください。

(1)-1 会社概要

(1)-2 会社略歴及び特色

応募者の創業、合併、名称変更、主要取扱サービスの開始等を経年順に記載するとともに事業内容及び特色について記載してください。

(1)-3 暴力団排除に関する誓約書

(1)-4 役員名簿

(1)-5 株式の状況

ア 応募者の株主について、持株数の順に上位10位までの株主名を記載してください。

なお、応募者の発行済株式総数の1/2以上の株式を所有している会社又は発行済株式総数の1/10以上の株式を所有若しくは出資総数の1/10以上を出資しつつ事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を有する会社の役員若しくは幹部社員が個人名義で当該応募者の株式を所有している場合は、支障のない限り当該役員又は幹部社員が所属する社名を()で併記してください。

イ 主要株主が法人であって、その株主から応募者に社員が派遣されている場合は、その人数を記事欄に記載してください。

(1)-6 関係会社一覧表

ア 関係会社とは、応募者が所有若しくは出資している会社、発行済株式総数若しくは出資総数の1/2以上の株式を所有している会社又は発行済株式総数若しくは出資総数の1/10以上の株式を所有しつつ事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を有する会社をいいます。

イ 役員数は、相談役、監査役、非常勤役員を含むものとし、応募者出身者は()で再掲してください。

ウ 年間売上高は、応募者に対する売上高に限らず関係会社の年間売上高を記載してください。

(1)-7 事業所別業務概要

ア 事業所は、本社、〇〇支店、〇〇営業所等に区分してください。

イ 社員は、役員及び1か月未満の短期臨時社員を除きます。

ウ 業務概要は、各事業所における活動内容(会員募集、加盟店募集、お客様からの問合せ対応、オーソリゼーション等)を記載してください。

(1)-8 クレジットカード業務年間売上高(年間取扱高)等

直近3か年間について、各決算期の主要品目(入会金・会費、会員からの手数料【販売信用業務】、会員からの金利【消費者金融業務】、加盟店手数料)別に記載してください。各項目の定義は、総務省・経済産業省が実施した「2020 経済構造実態調査(乙調査)」と同様とし、直近の調査及び当該調査の過去2か年を対象とします。

(1)-9 有効会員数

クレジットカードの会員契約を行っている自社カードの有効契約数で、発行枚数から契約会員に付帯する家族会員カード発行枚数を除いた法人会員・個人会員別の数を記載してください。項目の定義は、総務省・経済産業省が実施した「2020 経済構造実態調査(乙調査)」と同様とし、本公募公告日に最も近い決算を含む過去3年を対象とします。

(1)-10 想定決済手数料率

条件書記載の条件を踏まえた想定決済手数料率を示してください。

なお、当該条件書において契約候補者にのみ開示としている条件については、想定決済手数料率に含まず算出するものとします。

(2) 営業経歴書

「5.1(1)包括信用購入あっせん業務の営業経歴」について、できる限り詳細にかつ分かりやすく記載してください。

(3) その他の書類

応募者が格付機関による格付けを有する場合は、その格付けの意義及び効果を付してその格を示してください。

その他、応募者の経営状況、信用に大きな影響を与えるおそれのある事項がある場合は、その詳細について明確に示した資料を提出してください。

なお、必要に応じて法人税申告書の写しを提出していただくことがあります。

4.4 応募の無効

(1) 応募申込書が次のいずれかに該当する場合は応募を無効とします。

一 応募者の記名押印又はそれに代わる応募者の特定及び改ざんの阻止のための措置が欠けている場合

二 誤字、脱字(数字の脱落を含む。)等により意思表示が不明確な場合

三 本公募の目的に示された要件と異なっている場合

四 「4.3.5 (2)提案」のなお書きに該当する場合を除き、条件が付されている場合

五 同一の応募者が内容の異なる応募申込書を複数提出した場合

六 前各号に掲げる場合のほか、公募者の指示に従わない場合、又は本公募に関する必要な条

件を具備していない場合

- (2) 応募者が次のいずれかに該当する場合は応募を無効とします。
- 一 本公司に参加するために必要な資格がないと認められる場合
 - 二 応募者が他の応募者の代理をしていると認められる場合
 - 三 明らかに連合によると認められる応募を行った場合
 - 四 高速道路会社又は窓口となる高速道路トールテクノロジー株式会社の社員の職務執行を妨害して応募を行った場合
 - 五 応募申込書等に虚偽の記載をしていると認められる場合
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、高速道路会社の指示によらなかった場合
- (3) 公募者が応募を無効と認めた場合は、遅滞なくその旨を当該応募者に文書で通知し応募申込書を返却します。
- (4) 契約候補者の選定後や決済契約締結後であっても(1)又は(2)に規定する場合に該当し又は該当していたことが明らかになったときは、公募者は応募を無効とし、採用又は決済契約の締結を取り消す場合があります。この場合、公募者は応募者に対しいかなる義務も責任も負いませんが、公募者又は第三者に損害が生じた場合は、応募者はその損害を賠償し又は原状に復する等の措置を講じなければなりません。
- (5) 応募が無効となったときは、公募者が今後行う調達その他の契約に参加できない場合があります。

4.5 応募に係る費用負担

応募及び審査・選定の過程で応募者が行う応募申込書の作成及び提出並びに追加資料の作成、提出及び説明等によって応募者に生じる一切の費用は、応募者の負担とします。

4.6 応募に係る守秘義務

- (1) 公募者は、応募者から提供を受けた応募申込書及び追加資料(本項において「資料」といいます。)を契約候補者の選定作業に使用するほか、選定作業にあたり公募者が必要な助言を受けるため、及び応募者がETCカードの発行に必要な鍵の発行等に係る情報の提供を受けるため第三者(本項において「当該第三者」といいます。)に開示する以外には使用しません。ただし、決済契約を締結することとなった契約候補者については、当該契約の実施に必要な範囲で資料を使用する場合においてこの限りではありません。
- 公募者及び当該第三者は、資料に関し守秘義務を負い、この場合、当該第三者は本公司に応募できないものとします。
- (2) 応募者は、応募及び審査・選定に際し、公募者から提供を受けた情報を第三者に漏らしてはなりません。
- (3) 選定後の守秘義務については、「6.2 守秘義務」に規定します。

4.7 応募申込書に関する照会

- (1) 応募申込書に関する照会を「2.2 本公司に関する書類提出等の受付」(1)に示す窓口で令和8年5月28日午後5時まで受け付けます。なお、条件書の交付を受けた応募者からの照会のみを受け付けます。
- (2) 照会にあたっては、「2.2 本公司に関する書類提出等の受付」(1)に示す窓口のメールアドレスまで電子メールを送付ください(期限内必着)。公募者は、当該電子メールの受領を確認した場合は、速やかに受領通知を行います(直ちに回答を行うことができる場合は、受領通知と併せて回答を行います。)。公募者からの受領通知がない場合は、「2.2 本公司に関する書類提出等の受付」(1)

に示す窓口までお電話ください。なお、照会受付期限後の照会については、受領通知及び回答は行いません。

(3) 照会は、応募申込書の作成に必要な範囲に限り、原則として受領通知日の翌日から 5 営業日以内を目安に電子メールで回答します。応募申込に必要がないと判断される内容の場合は、当該内容へは回答できない旨連絡します。なお、照会内容によっては、照会及び回答の内容を、他の応募者にも電子メールにより共有します。

5. 審査・選定

5.1 審査・選定項目

応募申込書の記載事項及び提案は、以下に掲げる項目を審査・選定項目としますので、以下の全項目について総合的に評価できるよう分かりやすく記載してください。

なお、各項目の配点については別紙のとおりとします。

本審査・選定は、公募者が応募者の中から契約候補者を選定するものであり、契約候補者は応募申込書に記載された提案内容でそのまま決済契約を締結するものではありません。

(1) 包括信用購入あっせん業務の営業経歴

次に掲げる業務について、少なくとも最新の応募者の営業状況（具体的な規模、実施形態等）を包括信用購入あっせん業者登録に係る資料（割賦販売法第 32 条に基づき経済産業大臣に提出した申請資料の写し）を付して示されていること。なお、⑧についてはクレジットカード番号等取扱契約締結業者登録に係る資料（割賦販売法第 35 条 17 の 3 に基づき経済産業大臣に提出した申請資料の写し）を付すこと。

- ①クレジットカード会員の募集
- ②クレジットカード会員に対する与信審査及び与信管理
- ③クレジットカードの作成、発行
- ④クレジットカード会員情報の管理
- ⑤利用代金の請求、回収
- ⑥クレジットカードの不正使用の監視及び防止
- ⑦クレジットカードの利用促進
- ⑧加盟店情報の管理
- ⑨オーソリゼーションデータ、売上げ明細データ及び支払データの処理
- ⑩その他応募者特有の業務

(2) システム上の対応

条件書記載の条件に基づく決済に必要なシステムに関し、機能、能力、信頼性等の要求条件を満足すること。

また、会員情報・顧客情報及び加盟店情報管理システム、オーソリゼーション対応システム、売上げ明細データ及び支払データ処理システムについては、実質的に自ら運営していること及びデータの収集、問合せ、修正等が円滑に対応されていることが示されていること。

(3) 運営上の対応

ETC カード会員の利便性、不正の抑止のため、十分なサービス体制（紛失・盗難対応の 24 時間受付、速やかな利用停止の対応等）で対応を行えること。

(4) ETC カードの発行方法に関する提案

応募者以外のクレジットカード会社のカード会員に対し ETC カードを発行する方法に関する提案を含む ETC の利用促進に資する発行方法並びにその実現に必要な能力及び体制が示されること。

(5) ETC の普及促進に関する提案

ETC カード会員の募集、ETC カードの発行、宣伝広報等における ETC の普及促進に資すると認められる施策並びにその実現に必要な能力及び体制が示されること。

(6) セキュリティ管理に関する要件

ETC カードに関するセキュリティ確保（個人情報管理及びデータ処理システム並びに ETC カード発行システム等）の具体な実現方法並びにその実現に必要な設備、能力及び体制が示されていること。なお、能力については、PCI DSS 準拠（訪問審査・自己問診等適用レベルを明示）や個人情報管理に係る各種認証の取得状況等を記載すること。

(7) 実績、信用力

応募者並びに業務処理過程に関わる関連業者の経営状況及び信用力が示されていること。

なお、公募者は必要に応じて中立な外部機関に依頼して、応募者及びこれら関連業者の経営状況の調査を行うことがあります。

(8) 想定決済手数料率

条件書記載の条件を踏まえた想定決済手数料率が示されること。

(9) 情報の提供

本公募要項で規定した、応募に当たって必要な情報提供に適切に対応しうること。

5.2 選定基準

公募者は前項の審査・選定項目について、以下の選定基準により応募申込書の審査、独自の調査及び応募者に必要に応じ要請する説明の対応等を総合的に判断して選定を行います。なお、情報の提供が不十分で審査を十分に行うことができない応募は採用しません。

(1) 包括信用購入あっせん業務の営業経歴

包括信用購入あっせん業務全般を実質的に自ら運営していると認められることが必要です。

(2) システム上の対応

任意的事項を除き、要求条件を満たしていることが必要です。

(3) 運営上の対応

任意的事項を除き、要求条件を満たしていることが必要です。

(4) ETC カードの発行方法に関する要件

ETC の利用促進に資する幅広い ETC カードの発行が行われる提案を評価します。その実施体制に問題があると判断した応募は採用しません。

(5) ETC の普及促進に関する要件

ETC の普及促進に資すると認められる提案を評価します。その実施体制に問題があると判断した応募は採用しません。

(6) セキュリティ管理に関する要件

セキュリティ強度及びマネジメントレベルが高いことを評価します。その実施体制に問題があると判断した応募は採用しません。

(7) 実績、信用力

応募者並びに業務処理過程に関わる関連業者の経営状況及び信用力を評価します。当該項目の順位が応募者中 11 位以下の応募、あるいは信用力に問題があると判断した者の応募は採用しません。

(8) 想定決済手数料率

廉価な手数料率で決済契約に係る業務を行うことができることを評価します。なお、想定決済手数料率は、契約の際の手数料率を約束するものではありません。契約の際の手数料率は、想定決済手数料率を上限値として、「6.3 打合せ」において協議により決定するものとします。

5.3 スケジュール

審査・選定に要する期間は、「2.4 審査・選定」に記載のとおり、応募申込書の提出期間の終了後約4か月を予定しています。

5.4 追加資料の提出及びヒアリング

公募者は審査の際、疑義があると判断したとき、必要に応じて応募者に追加資料の提出と、公募者が指定した場所での応募申込書及び追加資料の内容のヒアリングを求める場合があります。なお、応募者がこれらに応じない場合は不採用とします。

5.5 選定結果の通知及び照会

公募者は選定が終了した後、速やかに文書により各応募者あてに当該応募者の選定結果を通知します。

不採用となった応募者は、選定結果について文書により照会を行うことができます。照会文書は、「2.2 本公募に関する書類提出等の受付」(1)に示す窓口で、応募者が選定結果の通知を受領した日の翌日から30日間受け付けます(期限内必着)。公募者は、照会に対し、原則として照会のあった日から14日以内に文書により回答します。

5.6 採用された契約候補者の取扱い

- (1) 採用された契約候補者は、提案に係る事項については提案内容によりそのまま契約を行うものではなく、その詳細は公募者との打合せによります。なお、提案に係る事項以外の条件は、条件書記載のとおりです。
- (2) 公募者は、契約候補者と「7.1 決済契約」で定める決済契約を締結するまでの間、個々の応募の採用、全応募の不採用、決済契約の締結の取りやめ等を行う権利を有し、これらの権利の行使によるいかなる義務も責任も負いません。

6. 選定後の事務処理等

6.1 請書の提出

契約候補者は、公募者からの選定結果の通知を受領した日の翌日から10日以内に請書I(様式-5)を、記載内容を了承の上「2.2 本公募に関する書類提出等の受付」(1)に示す窓口に書留郵便等(郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法)により提出し、併せて提出した書類をPDF化した電子データを電子メールにて送付しなければなりません(期限内必着)。請書Iには、印鑑登録されている企業の代表者の印鑑を押捺してください。なお、契約候補者が外国会社である場合は、代表者の記名押印欄には記名押印に代えて代表者名のタイプ及び代表者の署名をもって代えることができます。

請書Iに選定過程で明示されていた以外の留保条件が付記された場合又は上記期限内に請書Iの提出がない場合は、公募者は無条件で採用を取り消すことができるものとします。この場合、当該採用を取り消された者は、公募者が今後行う契約や公募に参加できないことがあります。また、この場合には「6.5 採用の取消し」が適用となります。

6.2 守秘義務

契約候補者は、公募者と決済契約締結までの間も条件書別紙の決済契約書案に記載の守秘義務と同

等の守秘義務を負います。なお、この旨は前項の請書Ⅰで明記されます。

6.3 打合せ

「5.6 採用された応募者の取扱い」(1)により行う打合せは、次の条件により行います。

- (1) 打合せの日時、場所等は公募者が指定します。
- (2) 打合せに必要な資料は、公募者の指示のある場合は契約候補者が提供します。
- (3) 契約候補者は、公募者が要求した資料の提出や説明を行わなければなりません。ただし、契約候補者と第三者の守秘契約があることをあらかじめ応募申込書に明記してある事項については、この限りではありません。
- (4) 打合せの内容については、契約候補者が議事録を作成し公募者の承認を受けなければなりません。
- (5) 公募者は打合せの成果について、公募者が契約候補者の留保を承諾した事項を除き利用する場合があります。

6.4 選定後の費用負担

選定後、契約候補者で発生する調査、資料の提出及び打合せの参加に係る費用、人件費、旅費、宿泊費、通信費その他一切の費用は、契約候補者の負担とします。

6.5 採用の取消し

契約候補者の責により決済契約の締結に支障があることが明らかとなった場合または「6.3 打合せ」において決済手数料率等の契約条件が合意に至らなかった場合は、公募者は文書により通知しその選定結果を取消し、他の契約候補者と又は他の応募者から契約候補者を補充して必要な事務を遂行します。この場合、公募者は取消しを受けた契約候補者に対しいかなる義務や責任を負いませんが、公募者又は第三者に損害が生じた場合は、当該契約候補者はその損害を賠償し、又は原状に復する等の措置を講じなければなりません。また、守秘義務は採用取消しの後も存続します。

7. 決済契約

公募者は、契約候補者に対して、「6.3 打合せ」が終了次第、「6.5 採用の取消し」に該当する場合を除き、文書により当該打合せ結果を踏まえた条件書記載の決済契約書案を提示します。契約候補者は、提示のあった日の翌日から 10 日以内に請書Ⅱ(様式-6)を、記載内容を了承の上「2.2 本公募に関する書類提出等の受付」(1)に示す窓口に書留郵便等(郵便又は信書便のうち、受領署名又は押印を必要とする方法)により提出し、併せて提出した書類を PDF 化した電子データを電子メールにて送付することで諾否を意思表示しなければなりません(期限内必着)。

8. その他

8.1 管轄裁判所

本公募要項の内容、解釈、履行等記載事項に係る紛争が協議によっても解決できず訴訟に至った場合、その第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

8.2 準拠法令等

本公募に関し適用される法令は、日本国法令とします。

8.3 使用言語

本公募及びこれに引き続く手続に係る文書、打合せその他で使用する言語は、全て日本語とします。なお、翻訳及び通訳等に伴う費用と危険負担は全て応募者の負担とします。

8.4 公募要項の変更

本公募要項の内容は本公募の応募参加意思の表明の受付開始日から応募申込書の受付終了期日までの間に変更することがあります。当該変更について、公募者はその内容を公募者のウェブサイトにて通知します。当該変更内容は本公募要項の一部とみなされます。

また、変更に伴い応募の準備に多大の影響があると予想される場合は、応募の受付期間を変更する場合があります。応募の受付期間の変更は本公募要項の変更通知に合わせて通知します。

8.5 公募要項と関連文書が異なる場合の取扱い

本公募要項と公募者が交付した資料又は今後応募者と公募者が取り交わす文書等との間で内容に相違がある場合は、応募者は速やかに公募者に通知し公募者の指示を受けるものとします。

8.6 公募要項に定めのない事項

本公募要項に定めのない事項については、公募者の指示によるものとします。

配点表

別紙

カード会社名

審査者（道路会社名等）

| 審査・選定項目 | 審査の観点 | 配点 |
|---------------------------|---|--------------------------------------|
| 1 包括信用購入あっせん業務の営業経歴 | | |
| ①クレジットカード会員の募集 | 会員募集を実質的に自ら運営しているか ・会員の募集方法、体制が具体的に記述されているか | ○or× |
| ②クレジットカード会員に対する与信審査及び与信管理 | 与信審査等を自らの責務として実施しているか ・与信審査方法、体制等が具体的に記述されているか ・与信審査等が確実に実施される仕組みが取られているか | ○or× ○or× ○or× |
| ③クレジットカードの作成・発行 | カード作成、発行を実質的に自ら運営しているか ・カードの作成、発行方法、体制等が具体的に記述されているか | ○or× ○or× |
| ④クレジットカード会員情報の管理 | 会員情報の管理を実質的に自ら運営しているか ・会員情報の管理方法、体制等が具体的に記述されているか ・会員情報の管理が適正に実施されているか（目的外使用していないか） | ○or× ○or× ○or× |
| ⑤利用代金の請求、回収 | 請求、回収業務を実質的に自ら運営しているか ・代金の請求、回収方法、体制等が具体的に記述されているか | ○or× ○or× |
| ⑥クレジットカードの不正利用の監視及び防止 | 不正使用の監視、防止等を実質的に自ら運営しているか ・カードの不正使用の監視、防止方法、体制等が具体的に記述されているか ・不正使用の監視、防止が適正に実施される仕組み（システム）となっているか ・不正使用等があった場合に迅速な対応が可能か ・十分な経験と実績を有しているか | ○or× ○or× ○or× ○or× ○or× |

配点表

別紙

カード会社名

審査者（道路会社名等）

| 審査・選定項目 | 審査の観点 | 配点 |
|---------------------------------|--|------------------------------|
| ⑦クレジットカードの利用促進 | 利用促進業務を実質的に自ら運営しているか ・利用促進方法、体制等が具体的に記述されているか | ○or× |
| ⑧加盟店情報の管理 | 加盟店情報の管理等を実質的に自ら運営しているか ・加盟店情報の管理方法、体制等が具体的に記述されているか ・加盟店情報の管理が適正に実施されているか（目的外使用していないか） ・加盟店情報を確実に管理できる仕組み（システム）ができているか | ○or× ○or× ○or× ○or× |
| ⑨オーソリゼーションデータ、売上明細データ及び支払データの処理 | 各種データの処理システムを実質的に自ら運営しているか ・各種データの処理方法、体制が具体的に記述されているか ・各種データの処理が適正に実施される仕組み（システム）となっているか | ○or× ○or× ○or× |
| ⑩その他応募者の特有の業務 | 当該項目が具体的に記述されているか | ○or× |

配点表

別紙

カード会社名

審査者（道路会社名等）

| 審査・選定項目 | 審査の観点 | 配点 |
|----------------------------|---|--|
| 2 システム上の対応 | | |
| ①ETC運用時のデータ収受、問合せ、修正等の処理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ETC運用を想定した各種システムがクレカシステムを対照したうえで具体に示されているか 高速道路会社とやりとりする通行記録及び無効カードデータについて、個人識別番号等の変換を行う場合は、変換内容及び変換方法が具体的に記述されているか ETCカードが読み取不能の場合等、料金所からの照会に対し、売上可否判断を毎日24時間対応することが可能であるか | <input type="radio"/> or <input checked="" type="checkbox"/> <input type="radio"/> or <input checked="" type="checkbox"/> <input type="radio"/> or <input checked="" type="checkbox"/> |
| 3 運営上の対応 | | |
| ①サービス体制及び対応状況 | <ul style="list-style-type: none"> →ETCカード会員からの利用履歴、請求内容等の照会及びETCカードの紛失、盗難等緊急対応などETCカード会員が安心して利用できるサービスが提供できること 常設の窓口を年間銀行営業日又はこれと同等日数開設すること（利用履歴、請求内容等の照会） 常設の窓口の開設日は、ETCカードの個人認識番号により8時間以上電話で照会の受付、回答が可能なこと（利用履歴、請求内容等の照会） 常設窓口の体制及び人員規模により、利用履歴・請求内容等に関する電話による照会の受付、回答が十分に可能であり、かつ応答率が安定的に確保できること 常設窓口の体制及び人員規模により、ETCカードの個人識別番号により毎日24時間、電話により受付し、速やかな措置を講ずることが可能であること（ETCカードの紛失、盗難） | <input type="radio"/> or <input checked="" type="checkbox"/> <input type="radio"/> or <input checked="" type="checkbox"/> |

配点表

別紙

カード会社名

審査者（道路会社名等）

| 審査・選定項目 | 審査の観点 | 配点 |
|----------------------|---|----|
| 4 ETCカードの発行方法に関する提案 | | |
| ①ETCカードの利用促進に資する発行方法 | <ul style="list-style-type: none"> 既カード会員からのETCカード会員への獲得が適切で大規模か ※クレカあり、ETCカードなしの会員 | 5 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 新規のETCカードの会員の獲得が、適切で大規模か（単にクレカを発行するのではなくETCカードを説明できる） ※クレカなし、ETCなしの会員 | 5 |
| | <ul style="list-style-type: none"> サービス提供地域が具体的に示され、かつ広域か 想定される規模が具体的に示され、かつ大規模か ※既存ETCカード会員（間接発行）+上記2項目の新規ETCカード会員 | 5 |

配点表

別紙

カード会社名

審査者（道路会社名等）

| 審査・選定項目 | 審査の観点 | 配点 |
|---------|------------------------|------------|
| | ・スムーズなカード発行の仕組みとなっているか | 5 |
| | ・カードの選択の種類が多いか | 5 |
| | ・会員の募集対象が広いか | 5 |
| | 小計 小計（10点満点換算） | 30 (10) |

配点表

別紙

カード会社名

審査者（道路会社名等）

| 審査・選定項目 | 審査の観点 | 配点 |
|---------|--|------|
| | <p>○体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案を実現するために必要な体制の組織、その組織の主な業務の概要及び人員並びに当該配置人員の有する資格等について記述されているか ・その組織が応募者の組織の中で、どのような位置付けにあるかについて全体的組織も含めて記述されているか ・提案を実現するまでの工程を、各段階ごとに必要となる期間及び作業内容等について、具体的に記述されているか。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ETCの運用におけるデータの収受、問合せ、修正等の処理方法について、現在運用している会員情報及び加盟店情報管理システム、オーソリゼーション対応システム、売り上げ明細データ及び支払データ処理システムを対照しつつ、具体的に記述されているか | ○or× |

配点表

別紙

カード会社名

審査者（道路会社名等）

| 審査・選定項目 | 審査の観点 | 配点 |
|------------|--|------------|
| ②間接発行方法の提案 | <ul style="list-style-type: none"> 間接会社の会員に対し、E T C カードを発行する範囲、方法、想定される規模及び間接会社との関係などあらゆる運用面について、十分な根拠とともに記述されているか | 5 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 間接会社の範囲は、応募者の有する提携、業務代行等の関係を示し、これらに基づき実現可能性が示されているか 間接会社に提供するシステムその他の便宜について、具体的に記述されているか 間接会社がE T C カードの取扱いのために、システム構築その他の措置が必要であれば、その内容について十分記述されているか 高速道路会社とやりとりする通行記録及び無効カードデータのうち、個人識別番号等の変換を行う場合は、変換内容及び変換方法が具体的に記述されているか 個人識別番号等の変換が、間接会社に著しい負担とならない合理的な方法で行われることについて、具体的に記述されているか | 5 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 間接会社が取扱うE T C カードによる決済が高い信頼性を有することについて、契約会社により担保されていることが、根拠とともに具体的に記述されているか | ○or× |
| | 小計 小計（5点満点換算） | 10 (5) |
| | 小計 計 【15点満点換算】 | 40 【15】 |

配点表

別紙

カード会社名

審査者（道路会社名等）

| 審査・選定項目 | 審査の観点 | 配点 |
|---------------------|--|-----------|
| 5 E T C の普及促進に関する提案 | | |
| ① E T C 会員募集 | <ul style="list-style-type: none">会員募集が速やかに行われるか | 5 |
| | <ul style="list-style-type: none">お客様にとって利便性があるか | 5 |
| | <ul style="list-style-type: none">独自性があるか | |
| 小計 計（5点満点換算） | | 10 (5) |

配点表

別紙

カード会社名

審査者（道路会社名等）

| 審査・選定項目 | 審査の観点 | 配点 |
|---------|---|------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ETC多目的利用サービスの参画開始時期、費用、サービス名（複数の場合には併記）等が具体的に示されているか ETC多目的利用サービスに新たに早期に参画する予定があるか | 5 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ETC多目的利用サービスの広報施策について実施規模、実施時期、手法等が具体的に示されているか | |
| | 小計 計（5点満点） | 5 (5) |
| | 小計 計（10点満点換算） | 15 (10) |

配点表

別紙

カード会社名

審査者（道路会社名等）

| 審査・選定項目 | 審査の観点 | 配点 |
|-------------------------------|--|------------|
| ②ETCの普及促進に資する広報 (ETC専用化含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・費用が具体に示され、かつ大規模か ・媒体が具体に示され、かつ大規模か ・効果的な広報となっているか（効率的か） | 5 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・広報の媒体、手法において独自性があるか | 5 |
| | 小計 小計（10点満点） | 10 (10) |
| ③既会員に対する施策 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模かつ効果が見込める施策となっているか ・施策について実施規模、実施時期、手法等が具体に示されているか ・施策に独自性があるか ・見込みについて、具体的なデータに基づいた提案がされているか | 5 |
| | 小計 小計（5点満点） | 5 (5) |
| ④その実現に必要な能力及び体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・提案を実現するために必要な体制の組織、その組織の主な業務の概要及び人員並びに当該配置人員の有する資格等について記述されているか ・その組織が応募者の組織の中で、どのような位置づけにあるかについて全体的組織も含めて記述されているか ・提案を実現するまでの工程を、各段階ごとに必要となる期間及び作業内容等について、具体的に記述されているか | ○or× |
| | 小計 計【25点満点換算】 | 30 【25】 |

配点表

別紙

カード会社名

審査者（道路会社名等）

| 審査・選定項目 | 審査の観点 | 配点 |
|-------------|--|------------|
| ⑤景品表示法違反の有無 | 過去3か年で消費者庁または都道府県から景品表示法に基づく行政処分を受けていないか | 減点評価 -5 |
| | 小計 計【25点満点】 | 25 【25】 |

6 セキュリティ管理に関する要件

| | | |
|-----------------------|--|------------|
| ①個人情報管理等に関する設備、能力及び体制 | ・ ETCカードに関するセキュリティ確保について、必要なシステム、設備、体制及びこれらの実現方法が、具体的に記述されているか | 5 |
| | ・ 十分な設備、能力、体制となっているか（無理のない提案であるか） | |
| | ・ 個人情報保護管理の運用が適切であるか | 5 |
| | 小計 計【10点満点】 | 10 【10】 |

配点表

別紙

カード会社名

審査者（道路会社名等）

| 審査・選定項目 | 審査の観点 | 配点 |
|----------------|-------------------------------|------|
| 7 実績、信用力 | | |
| ①クレジットカード取扱高 | ・過去3か年実績 | 10 |
| ②クレジットカード有効会員数 | ・過去3か年実績 | 10 |
| ③格付けなどの信用力 | 格付会社の評価など ※ない場合は同等相当の資料で説明 | ○or× |
| | 小計 | 20 |
| | 計【20点満点】 | 【20】 |
| 8 想定決済手数料率 | | |
| ①決済手数料率 | ・想定手数料率 | 10 |
| | 小計 | 10 |
| | 計【30点満点換算】 | 【30】 |

条件書取扱誓約書

東日本高速道路株式会社 殿
中日本高速道路株式会社 殿
西日本高速道路株式会社 殿
首都高速道路株式会社 殿
阪神高速道路株式会社 殿
本州四国連絡高速道路株式会社 殿

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が、令和●●年●●月●●日付け官報公告で行った有料道路自動料金収受システム（ETC）用ICカードを活用した通行料金決済契約の相手方公募に関し、下記事項を了承し、遵守することを誓約いたします。つきましては、条件書を交付のほどよろしくお願ひいたします。

応募者 会社名
役職
代表者氏名 (印)
住所 (〒)

連絡先 所属組織及び役職
担当者氏名
電話番号
メールアドレス

記

- 「条件書」は有料道路自動料金収受システム（ETC）用ICカードを活用した通行に係る料金決済契約の相手方公募に応募する以外の目的で使用しないこと。
- 「条件書」に記載された内容は、第三者に漏らしてはならないこと。提案書作成の全部又は一部を第三者に委託するために条件書の内容を共有する場合、委託先に本誓約書に定める内容を告知して、これを遵守させること。また、委託先における条件書の取扱について責任を負うこと。この公募の終了後においても同様とすること。
- 「条件書」が紛失、盗難、盗視されないよう管理すること。
- 公募者の許可を得ずに、「条件書」を複製しないこと。
- 応募を行わなかった場合または選定されなかった場合、電子データ等を含めて「条件書」を廃棄すること。

以上

有料道路自動料金収受システム（ETC）用 IC カードを活用した 通行料金決済契約の相手方公募への申込書

東日本高速道路株式会社 殿
中日本高速道路株式会社 殿
西日本高速道路株式会社 殿
首都高速道路株式会社 殿
阪神高速道路株式会社 殿
本州四国連絡高速道路株式会社 殿

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が、令和●●年●●月●●日付け官報公告で行った有料道路自動料金収受（ETC）用 IC カードを活用した通行料金決済契約の相手方公募に対して応募したいので、応募申込書必要部数をそろえて申込みます。

なお、応募に当たっては、公募要項に記載されている事項を了承し、遵守いたします。

また、この応募申込書に記載されている事項については、事実と相違ないことを誓約します。

令和●●年●●月●●日

| | | |
|-----|----------|---|
| 応募者 | 会 社 名 | |
| | 役 職 | |
| | 代表者氏名 | 印 |
| | 住 所 (〒) | |

応募者経営状況概要調書

【会社名】

目 次

| | ページ |
|----------------------------|-----|
| 1. 会 社 概 要 | 1 |
| 2. 会社略歴及び特色 | 2 |
| 3. 暴力団排除に関する誓約書 | 3 |
| 4. 役 員 名 簿 | 4 |
| 5. 株 式 の 状 況 | 5 |
| 6. 関係会社一覧表 | 6 |
| 7. 事業所別業務概要 | 7 |
| 8. クレジットカード業務年間売上高（年間取扱高）等 | 8 |
| 9. 有効会員数 | 9 |
| 10. 想定決済手数料率 | 10 |

1. 会社概要

会社名

| 本社所在地 | 代表者氏名 担当者役職氏名 連絡電話番号 | 創業年月 資本金 従業員等 |
|-------|----------------------------|--|
| | 代表者氏名 担当者役職氏名 連絡電話番号 | 創業年月 資本金 従業員等 （令和●●年●●月●●日現在） 百万円 従業員 （令和●●年●●月●●日現在） 役員名 社員名 臨時社員名 計名 |

(注) 臨時社員は、1か月未満の短期臨時社員を除きます。

2. 会社略歴及び特色

会社名

(令和●●年●●月●●日現在)

| 年 月 | 会 社 略 歴 及 び 特 色 |
|-----|-----------------|
| | |

(注1) 包括信用購入あっせん業者登録に係る資料（割賦販売法第32条に基づき経済産業大臣に提出した申請資料の写し）を添付すること。

(注2) 加盟店情報の管理については、クレジットカード番号等取扱契約締結業者登録に係る資料（割賦販売法第35条17の3に基づき経済産業大臣に提出した申請資料の写し）を添付すること。

3. 暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

会社名
役職
代表者氏名 印
住所 (〒)

下記の事項について誓約するとともに、「4. 役員名簿」の記載事項に間違いはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が契約解除等による不利益を被ることとなつても、異議申し立てを一切いたしません。

なお、本様式に記載された情報を警察に照会することについて承諾します。

また、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び警察への照会について、本人の同意を得ております。

記

- 役員等（※）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等でない。
- 役員等（※）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等でない。
- 役員等（※）が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している法人等でない。
- 役員等（※）が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人等でない。
- 役員等（※）が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有している法人等でない。

※「役員等」とは次に掲げる全ての者をいう。

- 株式会社にあっては非常勤を含む役員（会社法上の役員。ただし、監査役は除く）。外国法人にあっては、株式会社の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等。
- ①のほか、その他経営に実質的に関与している者

以上

4. 役員名簿

会社名 :

(注1) 役員等名簿一覧が1枚に収まらない場合は、2枚目以降を作成して提出すること。

(注2) 役員等名簿一覧には、以下の者を記載すること。

- ① 株式会社にあっては非常勤を含む役員（会社法上の役員。ただし、監査役は除く）。外国法人にあっては、株式会社の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等
 - ② ①のほか、その他経営に実質的に関与している者

5. 株式の状況

会社名

(令和●●年●●月●●日現在)

| 主要株主名 | 持株数 (B) | 持株比率 $\frac{(B)}{(A)}$ × 100 (%) | 記事 |
|-------|---------|----------------------------------|----|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 合 計 | | | |

(注) %は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載してください。

| | |
|------------|--|
| 発行済株式数 (A) | |
|------------|--|

6. 関係会社一覧表

会社名

(令和●●年●●月●●日現在)

単位：百万円、%

| 関係会社名 | 資本金 | 出資比率 | 役員数 | 年間売上高 | 事業内容 |
|-------|-----|------|-----|-------|------|
| | | | () | | |
| | | | () | | |
| | | | () | | |
| | | | () | | |
| | | | () | | |
| | | | () | | |
| | | | () | | |

(注) () 内は応募者出身の役員数を再掲して下さい。

(注) %は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載して下さい。

7. 事業所別業務概要

会社名

(令和●●年●●月●●日現在)

| 事業所名 | 所在地 | 正規社員 | 臨時社員 | 業務概要 |
|------|-----|------|------|------|
| | | 名 | 名 | |
| | | 名 | 名 | |
| | | 名 | 名 | |
| | | 名 | 名 | |
| | | 名 | 名 | |
| | | 名 | 名 | |
| | | 名 | 名 | |
| | | 名 | 名 | |
| | | 名 | 名 | |

(注) 社員は、役員及び1か月未満の短期臨時社員を除きます。

8. クレジットカード業務年間売上高（年間取扱高）等

会社名

(●●年●●月～●●年●●月)

単位：万円、%

| 品目 | 年 月～ 年 月 | | 年 月～ 年 月 | | 年 月～ 年 月 | |
|----------------------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
| | 売上額 | 構成比% | 売上額 | 構成比% | 売上額 | 構成比% |
| 入会金・会費 | | | | | | |
| 会員からの手数料 (販売信用業務) | | | | | | |
| 会員からの金利 (消費者金融業務) | | | | | | |
| 加盟店手数料 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | | 100.0% | | 100.0% | | 100.0% |

(注) %は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載して下さい

(注) 各項目の定義は、総務省・経済産業省が実施した「2020 経済構造実態調査（乙調査）」と同様とします

9. 有効会員数

(クレジットカードの会員契約を行っている自社カードの有効契約数で、発行枚数から契約会員に附帯する家族会員カード発行枚数を除いた法人会員、個人会員別の数)

会社名

(●●年●●月～●●年●●月)

単位：人、%

| 法人/個人 | 年 月 | | 年 月 | | 年 月 | |
|-------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| | 会員数 | 構成比% | 会員数 | 構成比% | 会員数 | 構成比% |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | | 100.0% | | 100.0% | | 100.0% |

(注) %は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載して下さい

(注) 「会員数」は、追加公募公告日に最も近い決算を含む過去3年の実績

(注) 各項目の定義は、総務省・経済産業省が実施した「2020 経済構造実態調査（乙調査）」と同様とします

10. 想定決済手数料率

会社名

単位：%

| 項目 | 料率 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 合計 | |

(注) %は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記載して下さい

担当者届出書

東日本高速道路株式会社 殿
中日本高速道路株式会社 殿
西日本高速道路株式会社 殿
首都高速道路株式会社 殿
阪神高速道路株式会社 殿
本州四国連絡高速道路株式会社 殿

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が実施する有料道路自動料金収受システム（E T C）用 I Cカードを活用した通行料金決済契約の相手方公募に関する担当者を次のとおり、届け出ます。

| | | |
|-----|-----------------------------------|----|
| 担当者 | 所属 役職名 (不在時) 電話 Email | 氏名 |
|-----|-----------------------------------|----|

応募者 会社名
役職
代表者氏名 印
住所 (〒)

令和●●年●●月●●日

東日本高速道路株式会社 殿
中日本高速道路株式会社 殿
西日本高速道路株式会社 殿
首都高速道路株式会社 殿
阪神高速道路株式会社 殿
本州四国連絡高速道路株式会社 殿

会社名
役職
代表者氏名
住所 (〒 印)

請書 I

令和●●年●●月●●日付け選定結果通知（採用）をいただきました応募につき、公募要項「6.選定後の事務処理等」に規定する作業を開始することを誓約し、請書を提出いたします。

また、決済契約締結までの間についても、提示いただいた「条件書」別紙の決済契約書案に記載の守秘義務と同等の守秘義務を負うことを了承します。

以上

令和●●年●●月●●日

東日本高速道路株式会社 殿
中日本高速道路株式会社 殿
西日本高速道路株式会社 殿
首都高速道路株式会社 殿
阪神高速道路株式会社 殿
本州四国連絡高速道路株式会社 殿

会社名
役職
代表者氏名
住所 (〒) 印

請書Ⅱ

令和●●年●●月●●日付けで通知された打合せ結果とともにご提示いただいた決済契約書案について、契約締結することを誓約し、請書を提出いたします。

貴殿と決済契約締結までの間についても、提示いただいた決済契約書案に記載の守秘義務と同等の守秘義務を負うことを了承します。

以上